

事業所税の手引き

目 次			
1	事業所税の概要	事業所税のあらまし	1 頁
2	事業所税の構成	事業所税とは	2 ～ 5 頁
		資産割について	6 頁
		従業者割について	6 ～ 9 頁
		非課税	10 頁
		免税点の判定等	11 ～ 14 頁
		課税標準の特例	15 ～ 16 頁
		計算方法・計算例	17 ～ 21 頁
3	申告と納付	申告に必要な書類等	22 ～ 24 頁
4	非課税一覧	法第701条の34関係	25 ～ 26 頁
5	課税標準の特例一覧	法第701条の41関係 本法附則第33条関係	27 ～ 28 頁
6	事業所税の減免	施行規則第6条の2関係	29 ～ 30 頁
7	特定防火対象物等の非課税施設	特定防火対象物、避難通路等	31 ～ 36 頁

この手引きにおいて記載されている法令等は次のことをいいます。

「法」とは、地方税法をいいます。

「政令」とは、地方税法施行令をいいます。

「本法附則」とは、地方税法附則をいいます。

「条例」とは、浜松市税条例をいいます。

「施行規則」とは、浜松市税条例施行規則をいいます。

この概要と適用施設一覧は令和6年4月1日における法令等に基づき作成してあります。

事業所税についてご不明な点がありましたら、下記のところへお問い合わせください。

浜松市 財務部 市民税課 事業所税担当
〒430-0948 浜松市中央区元目町 120 番地の 1
電話 053-457-2152 (直通)
メール shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp

事業所税の申告書等各様式は浜松市のホームページからもダウンロードできます。

検索サイトから [浜松市 事業所税](#) [検索](#)

1 事業所税の概要

事業所税のあらまし

事業所税は、主に人口30万人以上の都市において、都市環境の整備及び改善に関する費用をまかなうために創設された地方税の目的税です。

当浜松市は政令で定める市（課税団体として指定）として昭和51年10月1日から適用されています。事業所税は、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、都市地域に所在する事務所、事業所、倉庫等に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積または支払い給与額という外形標準を課税標準として課税する仕組みとなっています。

課税団体

77団体（令和6年4月1日現在）

次に掲げる指定都市等が定められています。

（法第701条の30、同条の31、政令56の14、15）

- | | |
|---|------|
| 1 東京都（特別区の存する区域） | 1団体 |
| 2 地方自治法第252条の19第1項の市（政令指定都市） | 20団体 |
| 札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、
浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、
福岡市、熊本市 | |
| 3 首都圏整備法に規定する既成市街地、近畿圏整備法に規定する既成都市区域 | 8団体 |
| 川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市 | |
| 4 上記以外の市で人口30万人以上のもののうち政令で指定するもの | 48団体 |
| 旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、
所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、
藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、
豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、
奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、
長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 | |

事業所税の使用目的（法第701条の73）

事業所税は目的税であり、納付された税金は次の事業に充てられます。

- ①道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設整備事業
- ②公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ③水道、下水道、廃棄物処理施設等の供給又は処理施設整備事業
- ④河川その他の水路の整備事業
- ⑤学校、図書館等の教育文化施設整備事業
- ⑥病院、保育所等の医療又は社会福祉施設整備事業
- ⑦公害防止に関する事業
- ⑧防災に関する事業
- ⑨前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

2 事業所税の構成

事業所税とは

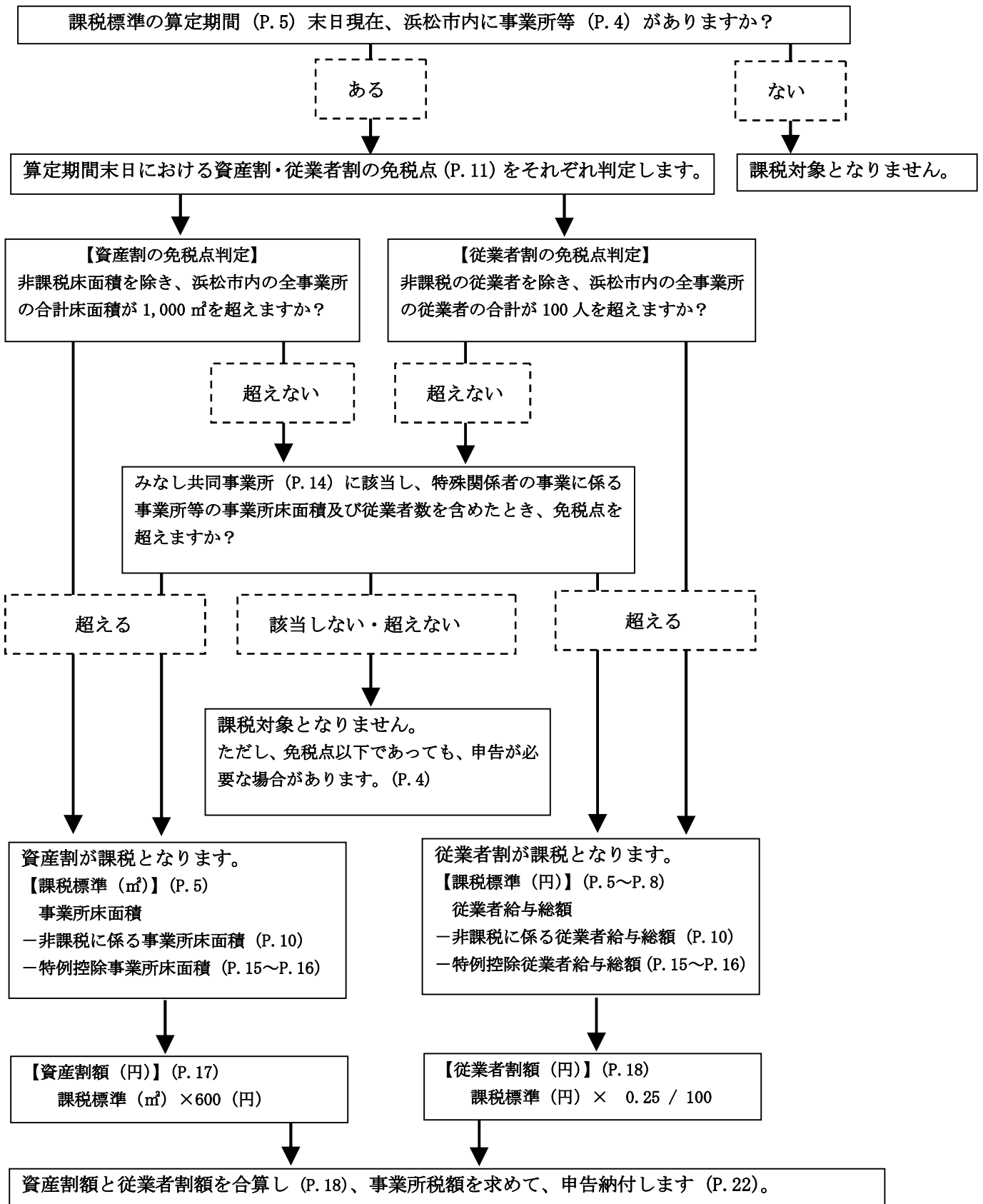
事業所税は、「**資産割**」と「**従業者割**」で構成され、事業所等において事業を行う法人又は個人に対して次のような内容で課税されます。また、この税は、納税義務を負う方自身で納付すべき税額を計算して申告納付をする、**申告納付制度**となっています。

このため、事業所税は、その事業活動により資産割・従業者割のそれぞれで免税点の判定をし、どちらか一方の場合と、両方を算出して申告する場合があります。

資産割と従業者割の両方を納税義務のある事業者は、申告とともに合算した税額を納付します。

納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人		
課税標準	資産割	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積（事業所床面積） （非課税及び課税標準の特例とされる床面積は除きます。） 借用の事業床面積も含まれます。	
	従業者割	課税標準の算定期間中に浜松市内の事業所において支払われた従業者給与総額 （非課税及び課税標準の特例とされる給与総額は除きます。） (注) 退職金、年金、役員に対する利益処分による賞与、保険外交員等の事業所得及び所得税法上非課税とされる給与等は除外します。	
非課税 P25～26参照	事業所税を課することができないもの	人的非課税（国、地方公共団体、公共法人など） 用途非課税（福利厚生施設など）	
課税標準の特例 P27～28参照	課税標準から控除されるもの	人的特例（協同組合など） 用途による特例（ホテル、倉庫業者の営業用倉庫など）	
税率	資産割	1㎡につき年額 600円	
	従業者割	従業者給与総額の 100分の0.25	
免税点	資産割	事業所床面積 1,000㎡以下	課税標準の算定期間の末日の現況によります。みなし共同事業の場合は、相手の分を免税点の判定に含みますが、課税標準からは除きます。
	従業者割	従業者数 100人以下	
免税点の判定は、課税標準の特例（控除）適用前でおこないます。			
納付の方法	申告納付		
申告・納付期限	法人	事業年度終了の日から2月以内	中間申告又は予定申告制度はありません。
	個人	翌年3月15日まで	
<ul style="list-style-type: none"> 申告納付期限の日が土・日曜日又は国民の祝日等金融機関の取り扱いのない日の場合には、翌日等になります。 床面積は、借りているものも含めて課税区域である浜松市内の全てのものを合算します。 			

事業所税 申告の流れ (フローチャート)



税額のない方の申告 (法第701条の46第3項、条例第167条第3項、施行規則第2条の2)

市内において事業をおこなっていて、事業所税は免税点以下であり、納税義務がない場合であっても、次に該当する者は申告をすることになります。

資産割	事業所床面積（非課税となる事業所床面積を含みます。）の合計面積が 800平方メートルを超える者
従業者割	従業者（障害者、65歳以上の者及び非課税施設に勤務する者を含みます。） の数の合計数が、 80人を超える者

課税客体 (法第701条の32)

事務所又は事業所※（以下「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」とを合わせたものです。

※事務所又は事業所とは

事業所等範囲は、事業所等が自己の所有のもの、借用していると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所です。したがって、いわゆる事務所や店舗はもとより、工場、倉庫、材料置場など事業の用に供する建物はすべて含まれるものです。

なお、2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、継続性がないとして事業所等の範囲に入りません。（建設業等における現場事務所等で設置期間が1年未満のものについては事業所等を含めないこととされています。）

納税義務者 (法第701条の32)

事業所等において事業を行う法人又は個人が納税義務者となります。

- ・人格の無い社団等についても、代表者又は管理人の定めのあるものは法人とみなされて課税されます。
- ・「事業を行う法人又は個人」とは、事業所用家屋の所有者であるかどうかは問わず、現実には事業を行っている者をいいます。
- ・いわゆる貸しビル等にあっては、その貸しビル等の借り受け名義を問わず、実際の使用者が納税義務者となります。

◆事業を行う者とは（実質課税の原則）

法人・個人を問わず、当該事業の結果を自己に帰属せしめている者をいうものであり、法律上事業を行っているとは認められる者が単なる名義人であって、他の者が事実上当該事業を行っているとは認められる場合には、当該他の者が納税義務者となります。

(法第701条の33)

◆清算中の法人

清算中の法人は、その清算の業務を行う範囲内において事業を行っているとは認められますので、納税義務者となり、清算が確定した日より2か月以内に申告しなければなりません。

課税標準及び税率 (法第701条の40、法第701条の42)

課税区分	課 税 標 準	税 率
資 産 割	事業所の床面積 法人 事業年度の末日現在 個人 12月31日現在	1平方メートル当たり 年間600円
従業者割	算定期間中に支払われた従業者の給与総額 法人 事業年度中 個人 1月1日から12月31日まで	従業者給与総額の 100分の0.25

◆事業年度・課税標準の算定期間

事業所税における事業年度は、法第72条の13に規定する事業税の事業年度と同じであり、事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間として、個人の課税期間とともに課税標準の算定期間といいます。(法第701条の31第7項)

① 法人の場合の事業年度

ア	法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間のことです。この期間が1年を超えることはできません。
イ	法令等において事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第13条第2項又は第3項により当該法人が政府に届出、又は政府が指定した期間です。
ウ	人格のない社団等で定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが法人税法第13条第2項の規定による届出を政府にしなかった場合においては、原則としてその年の1月1日から12月31日までの期間です。

② 個人が行う事業に対する課税標準の算定の基礎となる期間

ア	通常の場合	その年の1月1日から12月31日まで
イ	年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日まで
ウ	年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日まで
エ	年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合	当該開始の日から当該廃止の日まで

資産割について

事業所床面積（法第701条の31第1項第4号、同条の40第1項、政令第56条の16）

家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外の事業用家屋の延べ面積をいいます。

登記又は家屋の固定資産税の対象となる床面積と同一のものです。

未登記の建物	不動産登記法上の家屋として登記の対象となり得るものである限り、課税対象となります。償却資産、テントは対象になりません。
建設業等における簡易な建物	設置期間が1年未満のものについては継続性がないものとして課税対象とならず、1年以上設置する建物についてはその要件に該当すれば課税対象となります。
モデルハウス	商品見本という性格が強いため課税対象とはなりません。
労働組合や下請業者等に貸与している部分	賃貸借契約に基づき使用権が設定されている場合は、借りている方の課税対象となります。
休止施設	事業年度終了前6か月以上使用していないと認められ、倉庫の代わり等に使用されていない場合に限り、休止施設として課税標準に含めません。 免税点の判定には含みません。
キャノピー・ひさし等	不動産登記法上の家屋に該当するかどうかにより判定します。

従業者割について

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額※です。この場合の従業者は役員を含みます。（法第701条の31第1項第5号）

※従業者給与総額とは

事業所等の従業者（役員を含みます。）に支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等を含みます。）の総額です。

この範囲は所得税法上の給与所得の範囲と同じで、労働法上の支配従属関係にある者と認められるアルバイト・パートタイマー等の給与の額も含まれます。

手当	通勤手当	所得税法上課税対象となる部分は、従業者給与総額に算入します。
	扶養手当、住居手当、宿・日直手当、時間外勤務手当	従業者給与総額に算入します。
役員報酬		従業者給与総額に算入します。
未払金として処理されている給与等		損金経理されている給与等 は従業者給与総額に算入します。
市民税における白色専従者		その専従者給与（事業専従者控除額）は、従業者給与総額に含みます。
退職者に支払うベースアップ差額		従業者給与総額に算入します。

賞与等の引当金	含まれません。(未払金として損金経理しているものは算入します。)
従業者給与総額から除外されるもの	退職金、年金、恩給、役員に対する利益処分による賞与、保険外交員等の事業所得及び税法上非課税として取り扱われる給与等 ●現物給与等：(レクリエーションの費用、観劇等の入場券交付、永年勤続者の表彰記念品、) ●食事代(食券交付)：(食事代を現金支給している場合の該当金額は、従業者給与総額に含まれます。)

ア. 非課税(従業者割における基礎的な非課税)

支払われた従業者給与総額から、**障害者※及び役員を除く65歳以上の者**に支払われた給与等の額は除きます。(法第701条の31第1項第5号)

※障害者とは、住民税・所得税において障害者控除の対象となる者をいいます。

イ. 控除(従業者割における基礎的な控除)

雇用改善助成対象者※がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の2分の1に相当する額を除いて行います。

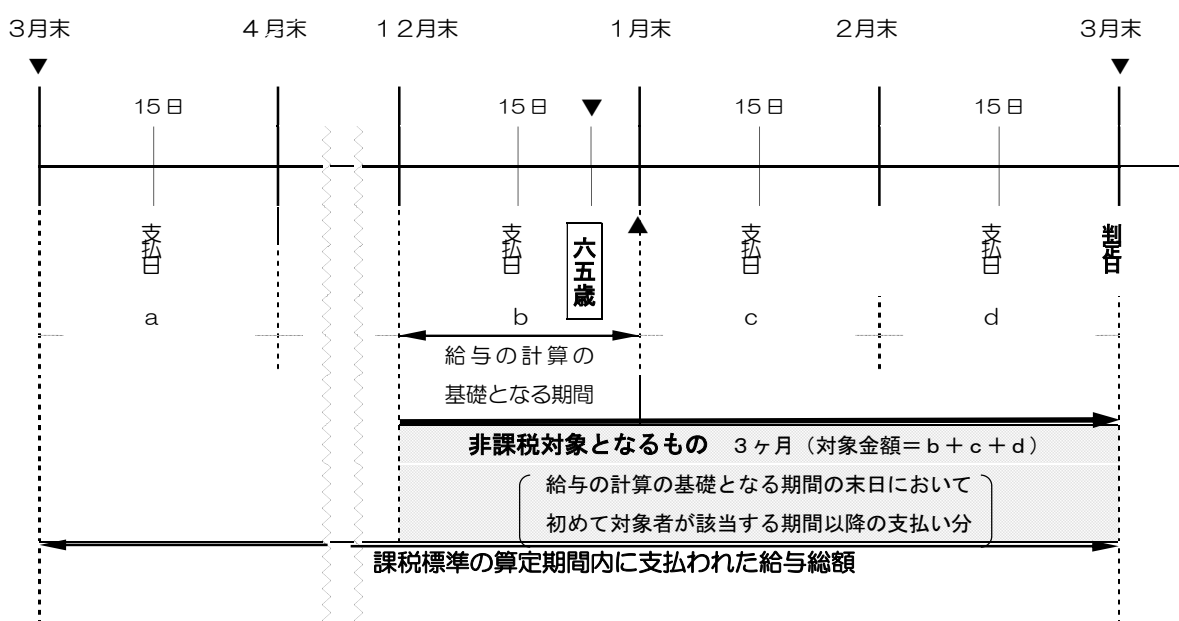
(法第701条の31第1項第5号)

※雇用改善助成対象者とは、年齢が55歳以上65歳未満の従業員のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させる為の訓練を受けた者等をいいます。

ウ. 前述の、**障害者・65歳以上の者(非課税)**及び**雇用改善助成対象者(1/2控除)**

であるかどうかについては、これらの者に対し給与が支払われる時の現況によるものとされ、控除対象期間内に支払われた給与の合計が対象金額となります。

(決算期末)



従業者割における従業者の取扱い

雇 用 関 係 の 定 義	
出 張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しながら、通常の勤務をする事業所等と異なった（出張先）事業所等において、出張元企業のために労務の提供を行うことをいいます。
派 遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されていますが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあることをいいます。
出 向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させることをいいます。
アルバイト	一般的に短期間の雇用期間を定めて労務を提供する雇用関係の 臨時雇いの短期間労働者（臨時従業員） をいいます。パート就労者との違いに法令上の明確な規定はなく、混同されて呼称されています。
パートタイマー	形式的な呼称ではなく勤務の状態によって判定されるものです。 当該事業所の通常の勤務より相当短時間の勤務（正規の社員の勤務時間の 4分の3 に満たない程度のもの）をすることとして雇用され、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別され、短時間労働者として雇用されるものをいいます。 事業所税においては一般従業員と同じ扱いをすることは適当でないとして除外され、法人市民税における従業者の取扱いとは趣旨において異なります。

従 業 者		免 税 点 の 判 定	課 税 標 準	
障がい者・65歳以上の者（役員を除く）		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
役員関係 (65歳以上の者を含む)	役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
	65歳以上の使用人兼務役員	従業者に含める (役員と解される)	使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員 (無給の役員を除きます)	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
	無給の役員	従業者に含めない	従業者に含めない	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	当該給与相当分が法人税法上給与として取り扱われる場合は出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
外国又は区域外への長期派遣又は長期派遣と同様の出張と認められる者 ※「長期」とは、算定期間（通常は1年）を超える期間をいいます。		算定期間の末日現在において左記の者は従業者に含めない	派遣期間に係る給与等は従業者給与総額に含めない	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は、従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者数に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
列車内の食堂、売店の従業員 課税区域内の定期観光船の乗組員		主たる給与等を支払う事務所等の従業者に含める	主たる給与等を支払う事務所等の従業者給与総額に含める	
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	
パート タイマ ー等	常勤臨時職員（嘱託職員）		従業者に含める 従業者給与総額に含める	
	日々雇用等の臨時的従業員（アルバイト）		従業者に含める 従業者給与総額に含める	
	パートタイマー 正規の3/4の労働時間のもの		従業者に含めない 従業者給与総額に含める	
	保険の 外交員	事業所得のみの者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
		給与所得と事業所得を有する者	従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
派遣社員（いわゆる労働者派遣法）		派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

非課税**P 25 ~ 26 参照**

事業所税は、事業所税の趣旨及び目的を勘案して事業所税を課すべきではないと考えられる事業所等について次のような非課税措置が講じられています。

区分	人的非課税	人格に着目して、公共性、公益的な性格から非課税とする場合	
	用途非課税	それぞれの施設の用途に着目して非課税とする場合 (事業を行う者が本来の事業についてその事業を行う場合に適用されます。)	
判定日	法人	事業年度の末日の現況によります。	
	個人	個人に係る課税期間の末日の現況によります。(通常は12月31日)	
課税標準	資産割	算定期間の中に非課税の適用を受けるべき施設に該当することになった場合は、その施設全部が月割されることなく算定期間を通じて非課税となります。 逆に、中途において非課税の適用を受けなくなった場合も、同様に月割計算をしません。 1つの事業所が課税標準の算定期間の中途において廃止された場合の判定は、廃止直前の状況によります。この場合は課税標準の月割り計算の規定が適用されることとなります。	
	従業者割	算定期間の中に非課税の適用を受けるべき施設に該当することになった場合は、算定期間のうちの非課税の適用期間中に支払われた従業者給与総額が非課税となります。(非課税の適用期間前に支払われたものに非課税の適用はありません。) 算定期間の中途において非課税に該当しなくなった場合は、その日前に支払われた給与総額が非課税の適用となります。	

収益事業と非収益事業とを併せ行う場合の事業所床面積又は従業者給与総額の算定方法

(ア) 公益法人等又は、人格のない社団等が同一の事業所等において、収益事業と非収益事業の両方を併せ行っている場合は、その使用実態に応ずる区分によって、それぞれに係る事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。

(イ) (ア)の方法により明確に区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による収益事業から生ずる所得に関する経理と、非収益事業から生ずる所得に関する経理との経理区分の義務付けに基づいて、それぞれに係る事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。

非課税とされるもの	資産割	事業所床面積のうち、これらの区分の基礎とされた非収益事業に係るもの
	従業者割	従業者給与総額のうち、これらの区分により非収益事業に属するものとして経理されたもの

免税点

免税点とは、特定の税目について、課税標準が一定の数量や金額以下の課税客体については課税しないこととした場合の限界点のことで、この一定の数量や金額等を免税点といい、こうした制度を免税点制度といいます。

大衆負担又は中小零細事業者の負担を排除するために設けられており、事業所税においては、個人又は法人の行っている事業所等のうち次の規模の者には課税されません。

(法第701条の43第1項)

◆免税点の判定

免税点を超えるか否かを判断することをいいます。

外形標準課税である事業所税では、納税義務の有無を判断するため、はじめに行います。

免税点	資産割	浜松市内（課税区域内）における各事業所等の事業所床面積の合計	1,000平方メートル以下
	従業者割	浜松市内（課税区域内）における各事業所等の従業者数の合計	100人以下
判定基準日	法人の事業	課税標準の算定期間（事業年度）の末日現在の現況	
	個人の事業	12月31日現在の現況	
判定の方法	資産割	①個人、法人ともに同一人の事業に係る、判定基準日における浜松市内（課税区域内）の各事業所等の事業所床面積を合算します。 ②同じく非課税の規定の適用を受ける床面積は除きます。	
	従業者割	①個人、法人ともに同一人の事業に係る、判定基準日における浜松市内（課税区域内）の各事業所等の従業者数（役員を含む。）を合算します。 ②同じく障害者及び年齢65歳以上の者、非課税施設に従事している者など非課税の規定の適用を受ける人数は除きます。	

注1 免税点は基礎的に控除するものではありません。

資産割において1,200㎡の事業所の税額は $1,200 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 720,000 \text{ 円}$

注2 資産割又は従業者割のいずれか一方が免税点を超える場合には、その該当する資産割又は従業者割が課税されます。

注3 事業を休止している事業所床面積は、免税点の判定において算入して判定します。

◆休止施設（課税標準の算定期間の末日前6か月以上の期間連続して休止していたと認められる施設）は、課税標準の算定には含めません。

休止施設の申告をする必要があります。

注4 免税点の判定において課税標準の控除の特例は適用されず、特例を適用する前の事業所床面積により判定します。

注5 従業者割の判定における従業者数には、臨時的なもの、非常勤の役員（無給のものを除く。）も含まれます。

また、短時間労働者のうち同一の事業所等に雇用される正規労働者の1週間の所定労働時間の**4分の3未満**である者はパートタイマーとして扱い、従業者数には含めません。

通常、法人の場合は、課税標準の算定期間（事業年度）は法人税法に基づく定款等の営業年度（前項にて説明）になりますから、その末日現在の現況で免税点の判定を行うことになります。

また、法人においては、次の場合における事業年度の末日となる日のとらえかたに注意してください。

事業年度の末日となる日	法人が解散した場合	解散の日		
	合併の場合	合併により消滅した被合併法人の場合	合併の日の前日	
		合併により存続した法人の場合	存続法人の事業年度の末日	
	更生会社の場合	ア	更生手続開始決定の日	
		イ	更生計画認可の日	
		ウ	定款等に基づく事業年度の末日	
民事再生法の会社の場合	定款等に基づく事業年度の末日			

○課税標準の算定期間の末日において変動があった場合の取り扱い

課税標準の算定期間の末日において、事業所床面積及び従業者数に変動があった場合は、免税点の判定において次のように取り扱います。

番号	変動の内容	資産割	従業者割
1	末日に廃止された事業所	含める	含める
2	末日に新設された事業所	含める	含める
3	末日に非課税となった施設	含めない	含めない
4	末日に非課税でなくなった施設	含める	含める
5	末日に退職した従業者		含める
6	末日に採用された従業者		含める
7	末日に年齢65歳以上の者となった従業者		含めない
8	末日に課税団体外へ配転された従業者		含めない
9	末日に課税団体内へ配転された従業者		含める

○免税点の判定の特例措置

免税点の判定をする場合に、次のような特例があるので注意してください。

<p>企 業 組 合 又は 協 業 組 合</p>	<p>中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号に規定する企業組合又は同項第7号に規定する協業組合（以下「企業組合等」という。）の各事業所等のうち、その企業組合等の組員が組員となった際、その者の事業に供されたものであり、かつ、その者がその事業所等において行われる事業の主宰者としてその企業組合等の事業に従事しているもの等については、企業組合等ではなく、それぞれ各事業所ごとに資産割及び従業者割の免税点を判定します。</p>
<p>従業者数に著しい変動がある事業所等での従業者数の算定方法</p>	<p>課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等（各月の末現在における従業者数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の2倍を超えるものをいいます。）については、各月の末日現在の従業者数の平均値を算定期間末日の従業者数とみなします。</p> <p>なお、この場合の著しい変動がある事業所等とは、季節工や臨時従業員等により1単位の事業所等において従業員数の変動がある等の場合をいい、法人等の合併等により結果的に課税区域内における従業員数が変動した場合を意味するものではありません。</p>
<p>通常の共同事業（事業等において2つ以上の者が共同して行う事業で、みなし共同事業を除く事業をいいます。）</p>	<p>通常の共同事業における各共同事業者に係る免税点の判定は、当該共同事業に係るその者の損益分配割合に應ずるものを単独で行うものとみなし、次の算式によって算出される床面積又は従業者数により行います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\left[\begin{array}{ c } \hline \text{当該共同事業に係る事業所等} \\ \hline \text{の事業所床面積又は従業者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{ c } \hline \text{損益分配} \\ \hline \text{の割合※} \end{array} \right]$ </div> <p>また、当該共同事業者の1人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所に係る事業所床面積又は従業者数の合算で行われます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\left(\left[\begin{array}{ c } \hline \text{当該共同事業に係る事業所等} \\ \hline \text{の事業所床面積又は従業者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{ c } \hline \text{損益分配} \\ \hline \text{の割合※} \end{array} \right] \right) + \left[\begin{array}{ c } \hline \text{他の単独事業に係る資} \\ \hline \text{産割又は従業者割} \end{array} \right]$ </div> <p>※損益分配の割合が定められていない場合は、その者の出資の価格に應ずる割合になります。（政令第56条の5第1項、同条の75第1項）</p> <p>共同事業に係る課税標準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\left[\begin{array}{ c } \hline \text{当該共同事業に係る事業所等の} \\ \hline \text{課税標準となるべき事業所床面} \\ \hline \text{積又は従業者給与総額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{ c } \hline \text{損益分配の割合※} \end{array} \right]$ </div> <p>連帯納税義務</p> <p>各共同事業者は、当該共同事業に対する地方団体の徴収金について連帯して、納税義務を負います。（法第10条の2第1項）</p> <p>申 告</p> <p>各共同事業者がそれぞれ算式により求められた課税標準及び税額等について申告をします。</p>
<p>みなし共同事業（同一家屋内で行っている事業で特別の事情がある場合）</p>	<p>特殊関係を有することにより共同事業とみなされる事業については、特殊関係を有する者、又は特殊関係者がそれぞれ当該事業を単独で行うものとみなされ、免税点の判定は当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と、それぞれの者が他で単独で行う事業があるときは、当該他の事業所に係る事業所床面積、又は従業者数の合算で行われます。</p>

みなし共同事業

事業所税では、同一家屋の中で行われている事業で、特別の事情のある場合には、「みなし共同事業」とみなして免税点の判定（納税義務の有無の判定）をし、課税することとされています。（法第701条の32第2項、政令第56条の21第1項～第5項）

1. 「みなし共同事業」とみなされる特別の事情とは

あなたの会社に、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社等の特殊関係者があ
る場合において、その特殊関係者の行う事業が次の二つの要件を満たす場合には、その
特殊関係者の行う事業は、あなたの会社及びその特殊関係者の共同事業又は共同行為と
みなすこととされます。（法第701条の32第2項）

①	あなたの会社又は他の特殊関係者の行う事業所等と同一家屋で行われていること
②	事業所税の負担を減少させる結果となる場合・・・みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合に、適用して計算した場合と比較して事業所税の負担が結果的に減少することとなる場合をいいます。

2. 判定の時期

みなし共同事業として特殊関係者を有するものであるか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、事業年度末日の現況により行います。（政令第56条の21第5項）

3. 免税点の判定

みなし共同事業の事業所は、各共同事業者の単独の事業所として計算して免税点の判定をします。

◆資産割及び従業者割のそれぞれにおいて、同一の建物内における特殊関係者の事業分を、自らの事業所の事業として事業所床面積及び従業者数へ算入して判定します。

課税標準の特例

P 27～28 参照

事業所税においては、非課税措置と同様に、その創設の趣旨及び目的から、事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等について、次のような課税標準の特例措置が講じられています。

特例措置の区分	人的な特例措置	事業を行う法人の本来の目的が構成員の相互扶助にあるという特殊な性格により講じられているもの 法人税法第2条第7号の協同組合等
	用途による特例措置	特定の用途に供される施設に着目して、施設の性格、施策の整合性、税負担の均衡等から講じられているもの ア. 非課税とされる都市施設以外の都市施設 イ. 国の施策として奨励するもの ウ. 広大な面積を有することが不可欠な業種で、税負担が一般的に著しく過重となるもの等
判定日	法人	事業年度の末日の現況によります。
	個人	個人に係る課税期間の末日の現況によります。(通常は12月31日)
課税標準	資産割	算定期間の中途において課税標準の特例の適用を受けるべき施設に該当することになった場合は、その施設全部が月割されることなく算定期間を通じて適用となります。 逆に、中途において特例の適用を受けなくなった場合も、同様に月割計算をしません。 1つの事業所が課税標準の算定期間の中途において廃止された場合の判定は、廃止直前の状況によります。この場合は課税標準の月割り計算の規定が適用されることとなります。
	従業者割	算定期間の中途において課税標準の特例の適用を受けるべき施設に該当することになった場合は、算定期間のうち課税標準の特例の適用期間中に支払われた従業員給与総額が適用となります。(課税標準の特例の適用期間前に支払われたものに適用はありません。) 算定期間の中途において課税標準の特例に該当しなくなった場合は、その日前に支払われた給与総額が適用となります。

◆事業所税を軽減すべきものに対する課税標準の特例措置（控除）

免税点の判定により納税義務がある事業者は、その後に課税標準を算定することになりますが、この算定にあたって事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所・施設等について、法令に基づく特例措置が講じられ、課税標準の内で該当する施設等の一定割合が控除されるもので、通常「控除の特例」又は「特例控除」と呼ばれています。

◆課税標準の特例に係る床面積は免税点の判定において差引計算しない

課税標準の特例に係る施設は非課税施設と混同されやすく、免税点の判定時に差引計算をして「納税義務はない」と誤った判断をし易いものです。

免税点の判定をする事業所用家屋の床面積は、課税標準の特例適用前で行います。

(1) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

従業者割に関して課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所において、特例の適用を受ける事業とその他の事業とが併せ行われている場合で、特例の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の控除対象となります。

従業者給与総額は、次の算式により求めた額となります。

$$\begin{array}{l} \text{その者の当該事業} \\ \text{所等における勤務} \\ \text{に係る給与等の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その者が特例の適用を受ける事業に従事した分量} \\ \text{その者が特例の適用を受} \\ \text{ける事業に従事した分量} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{その者がその他の} \\ \text{事業に従事した分量} \end{array}}$$

なお、分量が明らかでない場合は、特例の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。

(2) 課税標準の特例の重複適用について

2つ以上の課税標準の特例の規定に重複して該当する場合の適用は、次の条項の順序によります。

順位	適用する条項
1	法第701条の4第1項（同項中における各号の重複適用は行いません。）
2	法第701条の4第2項

- ◆1つの施設が、同一の項における2つ以上の号に該当し、それぞれ異なる控除割合が規定されている場合には、控除割合を高く定めてある号のみを適用します。
- ◆第1項の規定により控除すべき面積を控除した後の面積が、第2項の規定の課税標準の特例を適用する対象面積となります。

税額の計算方法

事業所税の計算は、次のとおり行います。

資産割額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例の適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline 12 \\ \hline \end{array}}{\times \text{税率}} = \text{資産割額}$$

600 円

(1) 新規設立、解散などで法人等の課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の課税標準の算定

月割数の数え方 月割数の算出は次の原則に基づいて算出します。

- ア 法人の設立と同時に事業が開始された場合は、その月から数えます。
- イ 課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合はこれを1月とします。

(2) 事業所単位のとらえかた

資産割は、一単位の事業所（同一敷地内・同一構内）ごとに、算定期間の末日現在における事業所床面積により課税標準を算出することを原則としています。

したがって、以下の①と②の場合はそれぞれ別に課税標準を算出することになります。

①同一事業所単位内において新築・増築・取壊し・廃止をした場合

(P19～P20 計算例1～4)

- ◆課税標準の算定期間の中途において変動のあった部分の事業所床面積は、課税標準算出の対象としません。
- ◆同一の事業所単位内においては、個別の建物の使用期間に応じた個々の月割計算を行わず、算定期間の末日現在の事業所床面積により課税標準を算出します。
- ◆新・増築の場合は、算定期間（例えば1年）を通じた課税対象となり、取壊し・廃止の場合は、課税対象となりません。

②課税標準の算定期間の中途において、浜松市内の他の場所に新設又は廃止された一

単位の事業所等（支店、営業所、工場、倉庫等）がある場合

(P20～P21 計算例5～8)

- ◆課税標準の算定期間末日（判定の日）における免税点の判定をおこない、納税義務があると判定された場合において、算定期間の中途で一単位の事業所等全体の新設・廃止のあるときは、その事業所等は使用期間に応じて月割計算します。

事業所床面積をとらえる期日	
算定期間の中途において新設した場合	算定期間の末日
算定期間の中途において廃止した場合	廃止の日

算定期間の中途における新設・廃止の事業所等が複数あるときは、各1単位の事業所ごとに課税標準を算出した後、合算します。

月割数の数え方 月割数の算出は次の原則に基づいて算出します。

- ア 算定期間の末日(決算日)が月の末日である場合は、1年を暦に従い数えます。
- イ 月の中途に決算日のある場合は、1年を暦に従い1/2分割して当てはめて数えます。
- ウ 事業所等の使用を開始した日(初日を含む。)の属する月の翌月から数えます。ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日である場合(例：事業年度が4月1日から3月31日までの場合の4月1日)には、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません。
- エ 月の中途で廃止された場合は、廃止の日の属する月までの月数を数えます。

従業員割額

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準の算} \\ \text{定期間中に支} \\ \text{払われた従業} \\ \text{者給与総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{非課税とな} \\ \text{る従業員} \\ \text{給与総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税標準の特} \\ \text{例の適用によ} \\ \text{る控除従業員} \\ \text{給与総額} \end{array} \right) \times \frac{\text{税率}}{100} = \text{従業員割額}$$

税額

事業所税額は、資産割額と従業員割額を1円単位まで計算し、合算します。

端数処理の原則

事業所税の計算は次により行います。

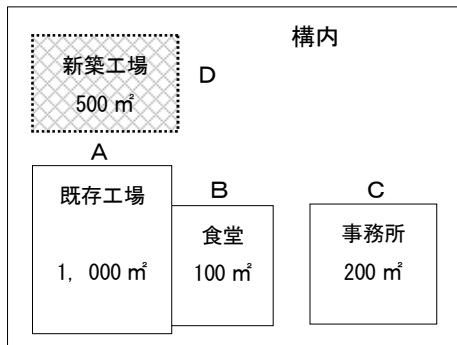
資産割	各事業所床面積	1平方メートルの100分の1未満切捨て
	課税標準となる事業所床面積	
	資産割額	1円単位まで算出し、1円未満切捨て
従業員割	従業員給与総額	1円未満切捨て
	課税標準となる従業員給与総額	1,000円未満切捨て
	従業員割額	1円単位まで算出し、1円未満切捨て
納付すべき事業所税額 (資産割額と従業員割額の合計を1円単位まで合算する。)		100円未満を切捨て

計算例

算定期間（事業年度等）の中途において、新築・増築・取壊し・廃止等をしたために、事業所床面積の変動があった場合の資産割のとらえかたや計算方法について、次に掲げる〔例1〕から〔例8〕までを課税標準算出の参考としてください。

〔例1〕 同一事業所単位内において新築した場合

既に免税点を超過している3月31日決算のA社が、事業年度の中途において500㎡の工場を同一構内に新築し、10月10日より使用を開始した。



【免税点の判定】

$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & D & B & \text{免税点超} \\ (1,000 + 100 + 200 + 500) - 100 = & \underline{1,700\text{㎡}} \end{array}$$

【課税標準】

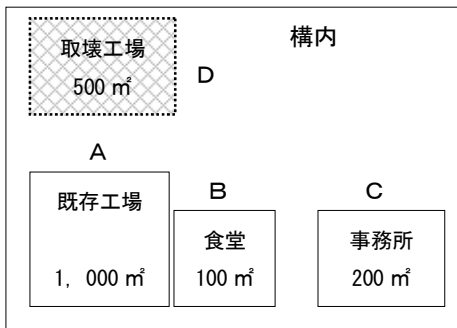
$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & D & B & \\ (1,000 + 100 + 200 + 500) - 100 = & 1,700\text{㎡} \end{array}$$

【税額】 1,700㎡ × 600円 = 1,020,000円

※新築した工場500㎡は、算定期間を通じて使用していたものとして計算します。

〔例2〕 同一事業所単位内にある建物を取壊した場合

既に免税点を超過している3月31日決算のB社が、事業年度の中途において同一構内にある500㎡の工場を10月10日に取壊した。



【免税点の判定】

$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & B & \text{免税点超} \\ (1,000 + 100 + 200) - 100 = & \underline{1,200\text{㎡}} \end{array}$$

【課税標準】

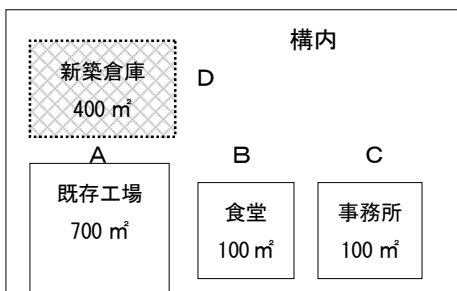
$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & B & \\ (1,000 + 100 + 200) - 100 = & 1,200\text{㎡} \end{array}$$

【税額】 1,200㎡ × 600円 = 720,000円

※取壊した工場500㎡は算定期間を通じてなかったものとして計算します。

〔例3〕 同一事業所単位内において新築した場合

前年度まで免税点以下であった3月31日決算のC社が、事業年度の中途において400㎡の倉庫を同一構内に新築し、10月10日より使用を開始した。



【免税点の判定】

$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & D & B & \text{免税点超} \\ (700 + 100 + 100 + 400) - 100 = & \underline{1,200\text{㎡}} \end{array}$$

【課税標準】

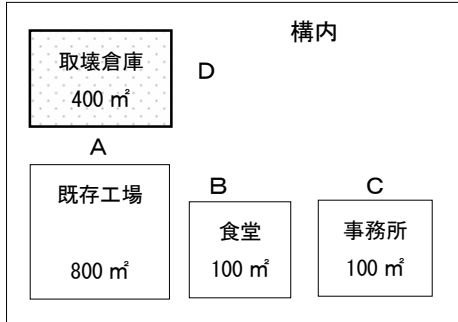
$$\begin{array}{cccccc} A & B & C & D & B & \\ (700 + 100 + 100 + 400) - 100 = & 1,200\text{㎡} \end{array}$$

【税額】 1,200㎡ × 600円 = 720,000円

※新築した工場400㎡は、算定期間を通じて使用していたものとして計算します。

〔例4〕 同一事業所単位内にある建物を取壊した場合

前年度まで免税点を超えていた3月31日決算のD社が、
事業年度の中途において400㎡あった倉庫を10月10日に取壊した。



【免税点の判定】

$$A \quad B \quad C \quad B \quad \text{免税点以下}$$

$$(800 + 100 + 100) - 100 = \underline{900 \text{ m}^2}$$

【課税標準】

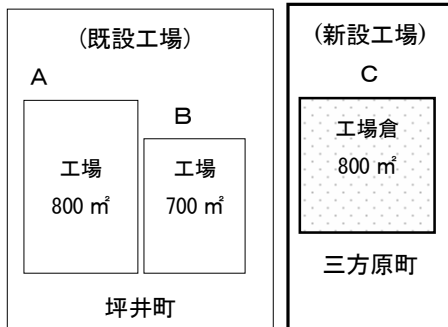
免税点以下のため税額計算に係る課税標準はない

【税額】

納税義務なし 申告書の提出のみ
申告書には算定期間を通じた事業活動における
事業所床面積の経緯と内訳を記載する。

〔例5〕 他の場所に新たに事業所を新設した場合

既に免税点を超えている3月31日決算のE社が、
市内の他の場所において新たに800㎡の工場を建設し、
10月10日に使用を開始した。



【免税点の判定】

$$A \quad B \quad C \quad \text{免税点超}$$

$$(800 + 700) + 800 = \underline{2,300 \text{ m}^2}$$

【課税標準】

(1) 1年を通じて使用分 (A + B)

$$800 + 700 = 1,500 \text{ m}^2$$

(2) 途中で新設分 (月割は5か月) C

$$800 \times 5/12 = 333.33 \text{ m}^2$$

合計 $1,500 + 333.33 = 1,833.33 \text{ m}^2$

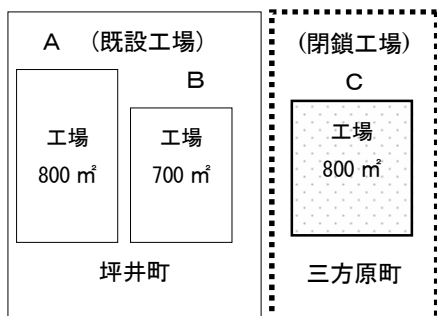
1㎡の100分の
1未満は切捨て

【税額】

$$1,833.33 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 1,099,998 \text{ 円}$$

〔例6〕 他の場所にある事業所等を廃止した場合

既に免税点を超えている3月31日決算のF社が、
市内の他の場所で操業していた800㎡の工場を
10月10日に閉鎖廃止した。



【免税点の判定】

$$A \quad B \quad \text{免税点超}$$

$$800 + 700 = \underline{1,500 \text{ m}^2}$$

末日の残存工場のみにて判定

【課税標準】

(1) 1年を通じて使用分 (A + B)

$$800 + 700 = 1,500 \text{ m}^2$$

(2) 途中で廃止分 (月割は7か月) C

$$800 \times 7/12 = 466.66 \text{ m}^2$$

合計 $1,500 + 466.66 = 1,966.66 \text{ m}^2$

1㎡の100分の
1未満は切捨て

【税額】

$$1,966.66 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 1,179,996 \text{ 円}$$

〔例7〕 他の場所に新たに事業所を新設した場合

現在免税点以下である3月31日決算のG社が、
市内の他の場所において、新たに700㎡の倉庫を
賃貸借契約し、12月10日より使用を開始した。



月割りする前の面積

【免税点の判定】 非課税は無いものとする

$$A \quad B \quad \text{免税点超}$$

$$800 + \underline{700} = \underline{1,500 \text{ m}^2}$$

【課税標準】

- (1) 1年を通じて使用分 A 800㎡
 (2) 途中で新設分(月割は3か月) B
 $700 \times 3/12 = 175 \text{ m}^2$
 合計 $800 + 175 = \underline{975 \text{ m}^2}$

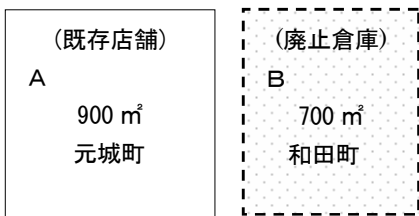
【税額】

$$975 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 585,000 \text{ 円}$$

課税標準が1,000㎡以下であるが、免税点の判定では1,000㎡を超すので課税となります。

〔例8〕 他の場所にある事業所等を廃止した場合

現在免税点を超えている3月31日決算のH社が、
市内の他の場所で使用していた700㎡の倉庫を
12月10日に廃止し、同時に貸主に返還した。



【免税点の判定】

$$A \quad 900 \text{ m}^2 \quad \text{免税点以下}$$

【課税標準】

免税点以下のため税額計算に係る課税標準はない

【税額】

納税義務なし 申告書の提出のみ

※申告書には算定期間を通じた事業活動における
事業所床面積の経緯と内訳を記載する。

3 申告と納付

申告納付

事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、申告、納付していただく**申告納付制度**が採用されていますので、次に留意のうえ期間内に申告、納付してください。

申告納付期限	法人	通常、各事業年度終了の日から2月以内 年途中で事業を廃止した場合は 廃止の日から2月以内
	個人	通常、事業を行っている年の翌年3月15日まで 年途中で事業を廃止した場合は 廃止の日から1月以内 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は 4月以内
申告納付場所	申告	浜松市役所元目分庁舎 1 階 市民税課 事業所税担当 (浜松市中央区元目町120-1)
	納付	浜松市指定金融機関等

- ◆申告納付期限の日が土・日曜日又は国民の祝日等金融機関の取扱いのない日の場合には、翌日等の営業初日になります。
- ◆納付書（兼領収書）は、条例に基づくものを使用します。
- ◆事業所税は、所得税や法人税等の他の税と異なり、中間申告又は予定納税の制度はありません。

申告に必要な書類

法に規定される事業所税の申告書は次のものがあります。

書 類	様 式	内 容
事業所税の申告書	第44号様式	当初の申告、修正申告に使用します。
添 付 書 類	事業所等明細書	第44号様式 別表1 課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
	非課税明細書	第44号様式 別表2 明細書に記載した事業所において非課税に該当する施設、従業者がある場合に使用します。
	課税標準の特例明細書	第44号様式 別表3 明細書に記載した事業所において課税標準の特例の適用となる施設、従業者がある場合に使用します。
	共用部分の計算書	第44号様式 別表4 オフィスビルなどの共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に第44号様式別表1に添付します。

修正申告・更正の請求

- (1) すでに確定した課税標準額又は税額が過少であったため不足額が生じる場合には、**課税標準額又は税額に不足額があることが判明した都度**、速やかに修正申告書を提出してください。
- (2) 申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかった、又は、計算違い等があったことにより、過大となる場合は、「更正の請求」をすることができます。この「更正の請求」ができるのは、通常の申告納付期限から五年以内です。(法第20条の9の3)

税額のない方の申告

免税点以下であるために事業所税が課税されない場合でも、市内において事業を行い、次に該当する場合は、申告書を提出していただきます。

(法第701条の46第3項、条例第167条第3項、施行規則第2条の2)

資産割	事業所床面積（非課税となる事業所床面積を含みます。）の合計床面積が800㎡を超える者
従業者割	従業者（障害者・65歳以上の者及び非課税施設に勤務する者を含みます。）の数の合計数が80人を超える者

その他の申告書

事業所等の新設・廃止の申告書	市内において事業所を新設又は廃止した方は、当該新設又は廃止の日から 2月以内 に申告してください。
事業所用家屋の貸付の申告書	自己の所有する（借用している）事業用家屋の全部又は一部を他の者に貸し付けた場合は、貸付をした方は、その貸付を開始した日より 1月以内 にその状況を申告してください。

延滞金

納期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（一定の期間は7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。(法第701条の60)

加算金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合又は申告書に記載した税額が過少であり、市長が更正した場合などは、次のような加算金が課せられます。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに申告書の提出があった場合（正当な理由によって提出期限後に提出された場合を含む。）において、次の場合には、更正による不足税額又は修正申告によっ

て増加した税額の**10%相当額**の過少申告加算金が課されます。

- ①その後当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき
- ②修正申告書の提出があった場合において正当な理由※1がないとき

※1 この場合の正当な理由とは、申告当時に公表されていた見解が、その後変更されたことに伴う事等の場合です。

(2) 不申告加算金

次のそれぞれの場合には、納付すべき税額の**15%相当額**の不申告加算金が課されます。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて、正当な理由※2があると認められる場合は、課されません。

※2 この場合の正当な理由とは、交通、通信の途絶等により法定申告期限内に申告書を提出できなかった場合等です。

- ①申告書の提出期限後に申告書を提出した場合
- ②市長が税額等を決定した場合
- ③申告書の提出期限後に申告書を提出した場合において、その後修正申告書の提出があった場合、又は市長が更正したとき
- ④申告書を提出しなかったものについて市長が税額等を決定した後において、修正申告書の提出があった場合又は市長が更正したとき

ただし、期限後に申告書の提出があった場合又は修正申告書の提出があった場合において、それらの申告が、市長による決定又は更正を予知してなされたものでないときは、**5%相当額**となります。

(3) 重加算金

- ① 過少申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、かつ、その隠ぺいし又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足額又は修正により増加した税額に**35%**が課されます。
- ② 不申告加算金が課される場合においては、同様に**40%**が課されます。

※事業所税の申告にあたって、過年度について申告・納税義務者であった場合には、現年度を含めて5年分の申告・納付をしていただき、延滞金等については納税後に請求させていただきます。

4 非課税一覧

非課税			(法第701条の34関係)	適用	
項	号	区 分	施 設 等 の 内 容	資 産 割	従 業 者 割
1		国及び公共法人等	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○
2		公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	1, 2	削除			
3	3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場	知事が入浴料を定める公衆浴場に限る。	○	○
3	5	と畜場施設	と畜場法に規定すると畜場	○	○
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道施設	水道法に規定する水道事業者の管理に属する水道施設	○	○
3	8	一般廃棄物処理施設	区市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○
3	10～ 10の9	社会福祉施設等	社会福祉施設、保護施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設等	○	○
3	11	農林漁業・生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○
3	12	農業協同組合等 共同利用施設	農業共同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○
3	13	削除			
3	14	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○
3	15	削除			
3	16	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○
3	17	ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業の用に供する施設	○	○
3	18	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○
3	19	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が区市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	20	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事業所及び発電施設以外の施設	○	○
3	21	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○
3	22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルのように供する施設で、事務所以外の施設	○	○

非 課 税			(法第701条の34関係)	適用	
項 号	区 分	施 設 等 の 内 容	資 産 割	従 業 者 割	
3	23	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○
3	24	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、総務省告示で指定された事業者の事業所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○
3	25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○
3	25 の2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○
3	26	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○
3	27	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○
3	28	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐輪場	○	○
3	29	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改良、高速道路について行う維持、修繕、その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○
4		消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災施設等	○	—
5		港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○

※ 特定防火対象物、避難通路の考え方 (法第701条の34第4項)

区分	政令第56条の43第1項のうち事業所税の非課税の適用を受けるもの (建物用途)
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 □ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 □ 有料老人ホーム、老人福祉・救護・更生施設等 ハ 幼稚園、盲学校、養護学校
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、蒸気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)～(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象用途
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地下で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの
<p>避難通路・・・ディスコ・ライブハウスその他これらに類するもの、楽屋・バックヤードなど、倉庫・工場・事務所・オフィスビルなどは、避難通路はない。ホテル・旅館等の客室前の通路は廊下。上記(1)(2)(3)の客席部分が150㎡以上の場合、(1)(2)の有効幅員は1.6m以上、(3)の場合は1.2m以上。百貨店・マーケット等の物品販売店等は、150㎡以上～300㎡未満の主要避難通路は1.2m以上、300㎡以上～600㎡未満の主要避難通路は1.6m以上、600㎡以上の主要避難通路1.6m以上・補助避難通路1.2m以上。</p>	

5 課税標準の特例

課税標準の特例				(法第701条の41関係)		適用割合	
項	号	区 分	施 設 等 の 内 容	資 産 割	従 業 者 割		
1	1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2		
1	2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2		
1	3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設	3/4	-		
1	4	産業廃棄物収集運搬事業用施設	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2		
1	5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	-		
1	6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	-		
1	7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	-		
1	8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に関場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	-		
1	9	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設	1/2	-		
1	10	港湾施設のうち一定のもの	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2		
1	11	港湾施設の上屋、倉庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2		
1	12	外国貿易のコンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌き用に供する施設	1/2	-		
1	13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	-		
1	14	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	-		
1	15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2		
1	16	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運行管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2		
1	17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1/2	1/2		

課税標準の特例				(法第701条の41関係)		適用割合	
項	号	区 分	施 設 等 の 内 容	資 産 割	従 業 者 割		
1	18	流通業務地区内に設置される倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する施設	3/4	1/2		
1	19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1/2	1/2		
2		心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—		

課税標準の特例				(本法附則第33条関係) ※適用期限が定められています。		適用割合	
項	号	区 分	施 設 等 の 内 容	資 産 割	従 業 者 割		
5		特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設(令和8年3月31日までに終了する事業年度分の法人の事業及び令和7年分までの個人の事業に適用) ※平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成31年以後の年分の個人において、適用対象に、菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業が加わりました。	1/4	—		
6		企業主導型保育事業施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設のうち、当該施設の運営費についての政府の補助に係るものの用に供する施設(平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設)	3/4	3/4		

6 事業所税の減免

事業所税の減免		(条例第170条第1項)
<p>事業所税は、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者、その他特別の事情がある者に限り、浜松市税条例等の定めるところにより、事業所税を減免することができます。</p>		
1	<p>天災その他これに類する理由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合</p>	<p>損害等の程度により、その割合に応じて、その都度条例等で決定します。</p>
2	<p>市長において特別の理由があると認めた場合減免に該当するかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとされます。</p>	<p>次の表の左欄に掲げる施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割については、市長が必要であると認める場合に限り、当該事業を行う者に対し、その者に課する事業所税額から、それぞれ当該施設に係る同表の右欄に掲げる額に相当する額を減免します。</p>
3	<p>第1項の規定によって、事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	

	減免適用施設	(施行規則第6条の2)	減免する額
(1)	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項に規定する指定自動車教習所</p>		<p>資産割額及び従業者割額のそれぞれ2分の1</p>
(2)	<p>道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒・児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)</p>		<p>資産割額及び従業者割額に当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数の当該事業を行う者の本来の事業に係るバスの走行キロメートル数の合計数に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ2分の1</p>
(3)	<p>酒税法(昭和28年法律第6号)第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫</p>		<p>資産割額の2分の1</p>
(4)	<p>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号または第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの</p>		<p>資産割額及び従業者割額の全部</p>
(5)	<p>法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設(道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する一定の施設)で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの</p>		<p>資産割額及び従業者割額の全部</p>

(6)	旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの（静岡県知事が発行する証明書の施設のみが対象です。）	資産割額及び従業者割額の全部
(7)	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設・結婚式場・理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	資産割額及び従業者割額の全部
(8)	果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	資産割額の2分の1
(9)	ビルの室内清掃・設備管理等の事業を行う者の事務所又は事業所	当該事業の直接従事する者に係る従業者割額の全部
(10)	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割額の2分の1
(11)	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割額の2分の1
(12)	ねん糸、かさ高加工系、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸及びかさ高加工系の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割額の2分の1
(13)	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割額の4分の3
(14)	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施ゆう場を含む。）及び製品倉庫	資産割額の2分の1
(15)	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が同条第8項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として収受して管理する公の施設	資産割額及び従業者割額の全部
(16)	前各号に掲げるもののほか、前各号との均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当であると市長が認める施設	市長が定める額

7 特定防火対象物等の非課税施設

事業所用家屋で、百貨店、旅館その他不特定多数の者が出入りするものとされる防火対象物に設置される**一定の消防用設備等**及びその防災対象物に設置される**建築基準法第35条に規定する一定の避難施設等**（総称して「**消防防災施設等**」といいます。）に対しては、非課税の適用措置が規定されています。（法第701条の34第4項）

1 特定防火対象物・複合用途防火対象物（消防法施行令別表第1の防火対象物）

消防法第17条第1項に規定する防火対象物で不特定多数の者が出入りするものと定める一定の用途の建築物等をいいます。

2 一定の用途の建築物（政令第56条の43第1項）

消防防災施設等に非課税の適用を受けるものは、下記の表の用途の建築物に限ります。

消防法施行令別表第一の防火対象物うち事業所税の非課税の規定の適用を受けるもの	
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（4）項、（5）項イ、（9）項イの防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとする一定のもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの □ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 □ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）身体障害者更生援護施設（身体障害者を収用するものに限る。）知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、ろう学校又は養護学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が上記（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ◆複合用途防火対象物とは異なる2以上の用途が含まれている場合の建築物をいいます。 ◆オフィスと倉庫のみの複合用途防火対象物は当該非課税の適用建築物に該当しません。また、非課税に該当する複合用途防火対象物であればその建物の全部に設置されている消防防災施設が対象となります。
(16-2)	地下街 ◆（1）項から（16）項までの用途の建築物が存するときは、これらは地下街の部分とされます。
(16-3)	建築物の地階（（16-2）項に掲げるものの各階を除く）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（上記1から9に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。） ◆（1）項から（16）項までの用途の建築物、又は部分が存するときは、この項の部分とそれぞれのその部分であるものとされます。

◆異なる2以上の用途が存する場合において、当該2以上の用途のうちに、1の用途で当該1の用途に供される防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの（従たる用途）があるときは、当該他の用途（主たる用途）に含まれるものとしてされています。

非課税の適用を受ける消防防災施設等一覧

区分	適用割合	対象法令等	施設設備名	適用される床面積は 現に建築物の床面積上を占有している施設及び設備 〔柱の中、壁面の中、天井配管〕 床下埋め込みのものは除く〕
消防用設備等	全部非課税	消防法 第17条 第1項 〔これに附置される非常電源設備を含む〕	消火設備	消火器、屋内消火栓設備、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩）スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備二酸化炭素消火設備、粉末消火設備、動力消火ポンプ設備、屋外消火栓設備（屋内にある部分に限る。）
			警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報機 消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具（警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等）非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備）
			避難設備	火災が発生した場合に避難するための機械器具、又は設備すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 誘導灯、その他の誘導標識
			消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
			消防活動用施設	排煙設備（下記の排煙設備を除く 連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備）
防災施設等	全部非課税	建築基準法 第35条	避難階段	建築基準法施行令第123条の耐火構造に基づく階段で、下記のもの ・建築物の5階以上の階又は地下2階以下の階に通ずる直通階段 避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる直通階段又は傾斜路 ・3階以上を物品販売業を営む店舗の用に供する建築物に2以上設置を義務付けられている直通階段
			特別避難階段	建築基準法施行令第123条第3項の構造基準で、設置されているもので下記のもの ・建築物の5階以上の売場に通ずるものには1以上、15階以上の売場に通ずるものにはすべてを義務付けられている直通階段及び附室
			非常用エレベーター	建築基準法施行令第129条の13の3に基づき設置されているもので下記のもの ・高さ31mを超える建物に設置を義務付けられたエレベーター昇降路で防火区画される乗降ロビー及び予備電源を含む
			排煙設備	建築基準法施行令第126条の2、3に基づき設置されたもので、これに附置される予備電源を含む
			非常用の照明装置	建築基準法施行令第126条の4、5に基づき設置されたもので、これに附置される予備電源を含む
			非常用の進入口	建築基準法施行令第126条の6、7に基づき設置されたもので、家屋床面積となるバルコニーを含む
		避難通路 (スプリンクラー有)	下記の防火対象物の場所において浜松市火災予防条例第35、37、38条の規定に基づき設置する避難通路で、スプリンクラー設備の有効範囲内のもの 適用される防火対象物の場所 ・劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場の客席 ・キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの、飲食店の当該階の客席部分に設けられるもの ・百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場又は展示部分に設けられるもの	

区分	適用割合	対象法令等	施設設備名	適用される床面積は 現に建築物の床面積上を占有している施設及び設備 〔柱の中、壁面の中、天井配管〕 床下埋め込みのものは除く〕	
防災施設等	1/2 非課税	建築基準法 第35条	廊下	建築基準法施行令第119条の基準によるもの 幅員：両側居室の場合 1.6m以上 片側居室の場合 1.2m以上	
			直通階段	避難階段、特別避難階段以外の階段で避難階以外の階から 避難階又は地上に通ずる直通階段又は傾斜路	
			屋外への出入口	建築基準法施行令第125条に規定する避難階における 屋外への出入口	
			中央管理室	排煙設備の制御及び監視設備、非常用エレベーターのかごを呼び 戻す装置の作動設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡す る電話装置並びに消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義 務付けられている場合は、当該設備を設置しているものに限る	
			吹抜きとなっ ている部分等	建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物の部分の うち、吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の 部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で防火区 画されているもの	
	浜松市火災 予防条例	1/2 非課税	避難通路 (スプリンクラー無)	下記の防火対象物の場所において浜松市火災予防条例第35、 37、38条の規定に基づき設置する避難通路で、 スプリンクラー設備のないもの 〔適用される防火対象物の場所〕 ・劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場の客席 ・キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに 類するもの、飲食店の当該階の客席部分に設けられるもの ・百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗 又は展示場の売場又は展示部分に設けられるもの	
				喫煙所	浜松市消防長が指定する下記の場所を有する防火対象物に、 浜松市火災予防条例第23条第3項の規定に基づき設置する 喫煙所で現場に常設されているもの 〔有するものとして指定する場所〕 ・劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場の舞台、又 は客席 ・百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店舗、又は展 示場の売場又は展示部分 ・文化財保護法等により指定又は認定された建造物の内部 ・火災が発生した場合人命に危険を生ずるおそれのある場所
				災害による被害を 軽減する施設設備	消防長若しくは消防署長又は建築基準法に規定する特定行政庁 の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害 による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されている と指定都市の長が認めるもの 避難階段に設ける附室、避難のための屋内バルコニー 防災サブセンターなど

◆これら建物における消防用設備のうち、天井、壁内等に取り付けられているものについては、占有する床面積はないものとされています。実際には、これらの施設に直接関連した施設にかかる事業所床面積が非課税となります。

【例】	スプリンクラー設備	→	スプリンクラー設備の水槽、ポンプ室、パイプスペースの部分、これら設備の非常電源に係る発電室、蓄電池室の部分
	機械設備等	→	その設置床面積

3 避難通路

避難通路は各自治体の火災予防条例の規定によるものとされています。

建築物の所有者又は事業者は、火災等に備える為に、売場のブロックとブロックを結びながら任意に選び得る2方向以上の避難経路を計画することが求められています。

販売店舗内又は展示場内の棚・展示物の間の空間は通路のように見えますが、これらは売場又は展示場一体のものとして機能する事業用空間とされるもので、条例の規定する避難通路はこれらの空間のすべてを示しているものではありません。

(1) 条例に設置規定のある建築物及び設置場所

①	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の屋内の客席の部分
②	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席の部分
③	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の各階の売場又は展示場の部分

(2) 百貨店・マーケット等、キャバレー等の避難通路の幅員

防火対象物	売場床面積	幅員	
		主要避難通路	補助避難通路
百貨店・マーケット等	150㎡以上～300㎡未満	1.2m以上 ※1	条例に規定なし
	300㎡以上～600㎡未満	1.6m以上 ※1	条例に規定なし
	600㎡以上	1.6m以上 ※1	1.2m以上
キャバレー・カフェー・ナイトクラブ その他これらに類するもの	150㎡以上	有効幅員 1.6m以上 ※2	
飲食店	150㎡以上	有効幅員 1.2m以上 ※2	

※1 屋外へ通じる避難口又は階段に直通する主要避難通路（浜松市火災予防条例第38条）

※2 避難通路は、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、そのいずれかに達するように保有しなければならない。（浜松市火災予防条例第37条）

(3) 条例に避難通路の規定のないもの

ア	ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの
イ	上記（1）の建築物の規定場所以外の部分（楽屋、バックヤードなど）
ウ	上記（1）の規定以外の建築物（倉庫、工場、事務所、オフィスビルなど） ◆ホテル・旅館等の避難経路図に示される客室前の通路は廊下とされます。

(4) 構成要件

避難のための計画に基づき、下記の絶対要件と構成要件の両方を満たしたもので、現場において施設が有効に確保されているものが適用されます。

要件	内容	
絶対要件	条例に規定される建築物・場所にあり、規定の幅員を満たすもの	
構成要件 (1以上)	ア	避難口への方向を示した通路誘導灯が設置してあり、直線で導かれるもの
	イ	避難口誘導灯をその通路直線上で視認でき、直接真っ直ぐに避難口へ到達できるもの (見える場所すべてではありません。)
	ウ	売場の外周に沿った通路(すぐ隣接して避難通路がある場合は必要と認められません。) 及びそこから延長する直線が避難方向に導かれるもの
	エ	避難口方向に導く誘導灯と誘導灯を直線で結ぶもの
	オ	設置を指定された避難経路図に示された通路であるもの
	カ	アからオ以外に2方向避難のために特に必要とされるもの

マーケット等の避難通路の具体的な取り方

- ①**主要避難通路** 売場内で避難口へ直接向かう通路誘導灯下の最短直線通路
- ②**補助避難通路** 主要避難通路へ向かう通路誘導灯下の最短直線通路
- ③**補助避難通路** 補助避難通路へ向かう補助通路で、通路誘導灯下で通路誘導灯を結ぶ通路

①②③の避難通路 の設備による区分	設備の内訳		適用率
	スプリンクラーの有効範囲内に設置されたもの		10/10
	スプリンクラー設備のないもの		1/2

- ④**風除室** 屋外への出入口(1/2非課税)

◆誘導灯の設置場所

避難口誘導灯(「非常口」等と表示)は、避難口の上部に設置するものとされています。
通路誘導灯(やじるし灯)は、施設である避難通路(上)に設置するものとされています。

次ページの図面を参照してください。

出入口

売場 物品等を展示し販売する空間で、内部全体は事業用とみなされます。
この空間内における不特定多数の者の安全な避難のために、
この空間内に避難通路を設置することとされています。

